

# 令和5年8月定例総会

令和5年8月9日開催

## 議 事 録

土佐清水市 農業委員会

## 令和5年度第5回土佐清水市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年8月9日(水) 午後3時00分～午後4時00分
2. 開催場所 土佐清水市役所 二階 第一会議室
3. 出席委員(11人)

農業委員	1番	上野 貴生
	2番	野老山卓男
	3番	尾崎 和代
	4番	池田 克彦
	5番	岡崎 直正

推進委員	1番	安田 泰平
	3番	田邊 昌一
	4番	岡田 哲治
	5番	上野 清吉
	6番	坂本 直幸
	7番	宮上 昌三

欠席委員(2人)	2番	弘田 好希
	8番	岡田 弘重

### 4. 議事日程

議案第1号 非農地証明の審議について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可の審議について

議案第3号 その他の件について

## 5. 農業委員会事務局職員

事務局長兼農林水産課長	和泉 政彦
農林水産課課長補佐	和泉 誠
事務局係長	岡崎 正嗣
事務局員	田邊 元寛

議長  
(上野会長)

それでは、ただ今から土佐清水市農業委員会、8月定例総会を開会致します。

この際、本日の欠席者につきまして、報告いたします。

本日は弘田好希委員 岡田弘重委員から欠席の連絡を受けております。

それでは議事に移ります。本日の議題は、

**議案第1号 非農地証明の審議について**

**議案第2号 農地法第3条の規定による許可の審議について**

**議案第3号 その他の件について**

以上の審議をお願い致します。

なお、本日の議事録署名委員として

2番 野老山 委員

3番 尾崎 委員の2名を指名いたします。

それでは議事に移ります。発言の際には挙手のうえ、指名を受けてから発言をお願いします。

それでは、議案第1号 非農地証明の審議について

をおこないますが、本日は2件の審議となっておりますので、1件ごとに採決を求めるといたします。

議長  
(上野会長)

それでは、

議案第 1 号 非農地証明の審議について

担当者より説明を求めます。

事務局岡崎

それでは、

議案第 1 号 非農地証明の審議①について、説明いたします。

議案書の 1 ページから 4 ページでご確認ください。

1 ページから説明を行います。

申請者の住所氏名は記載のとおりです。

申請地は、土佐清水市清三崎です。(位置は、竜串千尋付近です)

登記地目は畑、面積は 337 m<sup>2</sup>です。

詳細な位置図については、2・3 ページをご覧ください。

申請理由は、昭和 50 年祖父から相続後も耕作放棄状態、雑草等もお  
い茂り今後も遠方のため耕作予定もないことから地目を雑種地に変  
更したいとのことです。

現況は山林・原野化しており、耕作放棄地となっていることから、農  
地の地目を畑から雑種地に変更するため、非農地として整理をするも  
のです。

非農地証明の許可基準（抜粋）で説明いたしますと

- ① 自然災害により災害地等で農地への復旧ができないと認められた土地
- ② 耕作不適當など、やむを得ない事情によって 15 年以上耕作放棄されたため、自然潰廃した土地で、農地への復旧ができないと認められた土地
- ③ 人工的に転用した土地で、転用行為から 20 年以上経過しており、その開発行為及び建設行為などで他法令の許可を受けているか受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地などとなっています。

現況写真は、4 ページをご覧ください。

(付近一帯が山林・原野化しており、周辺の農地にも特に支障がなく)

今回の件は②の『耕作不適當など、やむを得ない事情によって 15 年以上耕作放棄されたため、自然潰廃した土地で、農地への復旧ができないと認められた土地』に該当するものです。

以上の申請を 6 月 19 日に受付を行い、関係書類を確認しております。

Check	確認書類
●	土地登記簿本【法務局】
●	公図の写し(近隣の地目、所有者を記入したもの)【税務課(記入)】
●	付近の見取り図【状況により農業委員会で準備】
	その他必要な書類
●	現況写真(場合によっては立会必要)【農業委員会】

今回の案件については、弘田委員に現地の確認を行ってもらっています。

審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長  
(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

事務局田邊

担当委員の方がお休みなので現地確認に同席しました田邊の方が補足説明させていただきます。現況の方は今事務局が説明したとおりです。

現場は旧創価学会の手前の道を少し入った所になります。非農地にするにあたり気になる点はなかったです。見ていただいたとおり、山林化している状態です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長  
(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

岡崎委員

4ページの写真を見てもわかるとおり山林化しているので許可してもいいと思います。

議長  
(上野会長)

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第1号 非農地証明の審議①について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

それでは、次に移ります。

議案第1号 非農地証明の審議②について

担当者より説明を求めます。

事務局岡崎

それでは、議案第1号 非農地証明の審議②について、説明いたします。

5ページから13ページでご確認ください。

5ページから説明を行います。

申請者の住所氏名は記載のとおりです。

申請地は、土佐清水市片粕・宗呂です。登記地目は田 363 m<sup>2</sup>、畑 4,591 m<sup>2</sup>、合計面積は 4,954 m<sup>2</sup>です。

今回件数が多いので、場所毎に備考欄にある No1～No5 のグループで分けております。



詳細な位置図、現況写真については、6～13 ページに No1 から順番に位置図・現況写真と並べておりますので、ご覧ください。

申請理由はそれぞれグループ毎に、

(No 1) 平成 13 年西南豪雨により耕作出来なくなり、原野化したため雑種地に地目変更したい

(No 2) 昭和 55 年に分筆して駐車場として使用しているため、雑種地に地目変更したい

(No 3) 昭和 55 年に贈与により取得したが耕作してないため山林化したため地目変更したい

(No 4) 昭和 45 年に贈与により取得したが耕作してないため山林化したため地目変更したい

(No 5) 昭和 55 年に贈与により取得したが耕作してないため山林化したため地目変更したい

とのこと。現況は山林・原野化、駐車場として利用している雑種地となっており、地目変更のため、非農地として整理をするものです。

非農地証明の許可基準（抜粋）では、今回の件は先ほどの非農地証明の許可基準の②『耕作不適當など、やむを得ない事情によって 15 年以上耕作放棄されたため、自然潰廃した土地で、農地への復旧ができないと認められた土地』に該当します。

No2 については、自然かい廃、農地への復旧ができない土地という点では必ずしもそうとはいえない土地の状況ですが、その他の非農地判断の基準として、「周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれること」という要件もあり、周囲に稼働中の農地も少なく、約 30 年耕作されていない状況で今後も耕作の予定はなく、継続利用は見込めないと思われることから、この基準に該当するとしております。

以上の申請を 7 月 3 日に受付を行い、関係書類を確認しております。

Check	確認書類
●	土地登記簿本【法務局】
●	公図の写し（近隣の地目、所有者を記入したもの）【税務課（記入）】
●	付近の見取り図【状況により農業委員会で準備】
	その他必要な書類
●	現況写真（場合によっては立会必要）【農業委員会】

今回の案件については、岡崎委員に現地の確認を行ってもらっています。

審議のほど、よろしく願いいたします。

議長  
(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願い  
します。

岡崎委員

7 月 11 日に事務局と現地確認に行ってきました。

先ほど事務局が説明させていただいたのですが、5ページの備考欄の①、②について補足説明させていただきます。①は耕作出来る状態ではありませんでした。②は駐車場とかねてなっています、隣も駐車場になっています。これを農地に変えるのは難しいと思います。

③は片粕の入った所です。9ページの写真を見ていただいたら、わかるように、竹、雑木が生い茂っています。農地の復旧は難しいと思います。④は宗呂の出合橋から奥に入った所です。11ページの写真を見ていただいたらわかるように杉と檜が植えられていて山林化していますこれも農地に復旧は難しいと思います。⑤は12、13ページ下川口方面から松山方面に上がって行った所になります。13ページの写真は上からその辺りを取った写真ですけど、雑木とシダが生えて農地にするのは難しいと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長  
(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします

議長  
(上野会長)

9ページのダバノハナ 275-ハの写真なんですけど、1414㎡もあるのですか？

岡崎委員

写真は囲っているのが狭くなっていますが、写真に収めるのが難しかったようです、ずっと上の方であります。

議長

(上野会長)

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第1号 非農地証明の審議②について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

それでは、次に移ります。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可の審議について

をおこないますが、本日は2件の審議となっておりますので、1件ごとに採決を求めることといたします。それでは、

議案第2号 農地法第3条の規定による許可の審議①について

担当者より説明を求めます。

事務局岡崎

それでは、

議案第2号 農地法第3条の規定による許可の審議①について、説明いたします。

議案書の 14 ページから 17 ページでご確認ください。

14 ページから説明を行います。

申請者の氏名等について、譲渡人、譲受人の住所氏名は記載のとおりです。

内容は、売買による所有権移転により許可を求めるものです。

許可を受けたい農地の所在は、記載のとおり 2 筆あり、地目・現況共に 2 筆とも田となっており、面積は、合計で 962 m<sup>2</sup>です。申請地の位置は、15～16 ページをお願いします。宗呂方面に下川口小学校を過ぎた先にあります。

農地の現況写真については、17 ページをご覧ください。

農地法第 3 条第 2 項の 6 つの条件について、農地法第 3 条調書を説明いたします。18 ページをお願いします。

農地法第 3 条第 2 項第 1 号の「農地の全部効率利用」に係る確認です。

「全部効率利用」とは、現在所有又は使用及び収益を目的とする権利を有している農地の状況も含まれます。今回の申請者が所有している農地（田）4,320 m<sup>2</sup>、（畑）7,243 m<sup>2</sup>について状況の確認を行う必要がありますが、申請者は水稻栽培を行っており、先ほど第 1 号議案、非農地証明の②で諮っていただいた農地が稼働中の農地を除いた農地となります。先ほど非農地判断となったことからこの「農地の全部効

率利用」は該当しません。

第2項第2号の「農業生産法人以外の法人」の確認です。譲受人は、個人であり該当ありません。

第2項第3号の「信託の引受けによる権利が取得される場合」について、信託ではないので該当ありません。

第2項第4号の「農作業常時従事」の確認です。

常時従事日数は、申請者は専業農家であり、150日という日数の基準も超えており、問題がないと考えます。

営農の継続性については、申請者は、農業経験が50年を超えている方で、農機具の保有状況は、トラクター、耕運機、田植え機、コンバイン、乾燥機、軽トラックを各1台ずつ保有しており、申請地の面積の営農についても問題ないと考えます。

第2項第5号の「転貸禁止」の確認です。

譲受人が譲り受けた農地は自らが耕作を行うため、転貸にあたりません。

第2項第6号の「地域調和」の確認です。

現在行っている水稻栽培を引き続き継続して行う予定であり、農薬の使用方法等も地域の防除基準に従って営農するため、周辺の農地や環

境への影響はなく、支障が生じないと考えられます。

以上の申請を7月18日に受付を行い、関係書類を確認しております。

今回の案件については、岡崎委員に現地の確認を行ってもらっています。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長  
(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

岡崎委員

7月18日に現地確認をしてきました。

事務局の説明通りです。申請は2筆ですが、間の畔を取って一つで

耕作しています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長  
(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

野老山委員

きれいに作っている。異議なし

議長  
(上野会長)

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可の審議①について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

それでは、次に移ります。

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可の審議②について

担当者より説明を求めます。

事務局岡崎

それでは、

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可の審議について、説明い

たします。

議案書の 19 ページから 23 ページでご確認ください。

19 ページから説明を行います。

申請者の氏名等について、譲渡人、譲受人の住所氏名は記載のとおり

です。

内容は、売買による所有権移転により許可を求めるものです。

許可を受けたい農地の所在は、記載のとおり 1 筆あり、地目が宅地、

現況が畑となっており、合計で 326.05 m<sup>2</sup>です。申請地の位置は、20



～21 ページをお願いします。市野々公会堂付近となります。

農地の現況写真については、22 ページをご覧ください。

農地法第3条第2項の6つの条件について、農地法第3条調書を説明いたします。23 ページをお願いします。

農地法第3条第2項第1号の「農地の全部効率利用」に係る確認です。

「全部効率利用」とは、現在所有又は使用及び収益を目的とする権利を有している農地の状況も含まれますので、申請者世帯が所有している農地（田）6,541 m<sup>2</sup>について、農地台帳（必要に応じて現地確認）で確認を行いました。

申請者世帯が所有している農地では、主に水稻栽培を行っており、今回許可を受けたい農地については、柿の木が植えられているが、これまで通りその柿の栽培を続ける他、ネギの栽培等畑としての利用も予定していると確認しており、該当しません。

第2項第2号の「農業生産法人以外の法人」の確認です。譲受人は、個人であり該当ありません。

第2項第3号の「信託の引受けによる権利が取得される場合」について、信託ではないので該当ありません。

第2項第4号の「農作業常時従事」の確認です。

常時従事日数は、専業農家世帯であるため問題がないと考えます。

営農の継続性ですが、申請者は、農業経験が60年を超えている方で、農機具の保有状況は、トラクター、田植え機、コンバイン、軽トラックを各1台ずつ保有しており、申請地を含む面積経営についても問題ないと考えます。

第2項第5号の「転貸禁止」の確認です。

譲受人が譲り受けた農地は自らが耕作を行うため、転貸にあたりません。

第2項第6号の「地域調和」の確認です。

農薬の使用方法等については、従来通りの営農を行うので、周辺農地への影響はないものと考えられます。

以上の申請を7月20日に受付を行い、関係書類を確認しております。

今回の案件については、安田委員に現地の確認を行ってもらっています。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長  
(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いいたします。

安田委員

22 ページの写真を見ていただいたらわかると思いますが柿木と栗の

木が植えていました。問題ないと思います。

安田委員

登記簿謄本が宅地になっていて、売買の時も農業委員会に申請が  
いるのですか？

事務局岡崎

登記が農地ではなくて、現況が農地の場合にも現況が優先され農地法  
が適用されるため、今回現況が畑になっていることから、売買時3条  
申請には農業委員会で審議をしないといけません。

議長

(上野会長)

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可の審議②について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

それでは、

議案第3号 その他の件について

次回の定例総会は、令和5年9月8日（金）午後3時から

会場は、土佐清水市役所第一会議室にて行います。

その他に何かご意見はございませんか？

岡崎委員

駆除の関係の事なのですが各集落でわなをかけて頂いているのですが、聞いたところによると12月から3月いっぱい地区外の所にわなをかけてもかまわないと聞いているのですが、特に4月から12月位まで稲を植えている期間、猪、鹿が入ってどうしてもいかんと言う事で、ある人に頼んだら自分は地区外やからそこにはかけれないと言われました。忙しくて罾もかけれない人もいますので、猟友会とか地元ルールがあると思うのですが、柔軟に対応できるようにどうにか出来ないでしょうか？

野老山委員

なぜ自分でしないのか。自分の農地は自分で守らないといけない。昔から猟友会のルールで動いているので変更は難しいと思う。

議長  
(上野会長)

人口も減ってきている中で、猟友会の方も減ってきているとは思いますが、どこの地区にどれだけ猟友会の方がいるか農家の自分たちも知らない。狩猟まではなかなかできないと思うが、みんな知らないこともあると思うので、勉強会みたいなものを開ければいいなと思う。

岡崎委員

電気柵の補助事業等の制度も利用しながら、柔軟な体制もとれるようにしてもらったら、地域の農業者も助かると思いますのでよろしくお願ひします。

事務局長

猟友会の中での地元のルールもあると思いますが、農林水産課の林業係に鳥獣関係を担当している地域協力隊がいますので、猟友会とも間に入って調整もしてくれますので、お困りのことがあれば一度相談してください。この会の後にでも寄っていただけたら。

岡崎委員

寄ってみることにします。

議長

(上野会長)

その他に何かご意見はございませんか？

ないようでしたら、これで8月定例総会を閉会といたします。